

## 横手市ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 【特定募集型】

#### 1. 趣旨

本要項は、「横手市ネーミングライツ導入に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、横手市ネーミングライツ・パートナーの募集について、必要な事項を定めるものです。

#### 2. 愛称の基本条件

- (1) 市民や施設等利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称であること。
- (2) 横手市広告掲載要綱第3条の基準を満たすものであること。
- (3) 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできないこと。
- (4) その他
  - ・市民や施設等利用者の混乱を避けるため、正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。また、提案いただいた愛称の表記等については提案の意図を損なわない範囲内で協議させていただく場合があります。
  - ・募集する対象施設の個別の条件につきましては、次ページの「4. 対象施設」をご確認ください。

#### 3. 愛称の使用期間（契約期間）

原則として令和9年4月から3年以上とし、使用期間の最終日は最終年度末とします。(※開始時期について令和9年4月よりも前を希望する場合は、詳細を記入した申込書案によりあらかじめ市に対して協議願います。)



#### 4. 対象施設

No.	対象施設	所在地	希望金額 (年額)	愛称の条件	備考
1	横手市生涯学習館 <small>あおーな</small> Ao-na 1階アクティブエリア	横手市駅前町2番12号	50万円	「アクティブエリア」を愛称に含めること。	
2	天下森スキー場	横手市増田町狙半内字 夏虫沢188番地	30万円		指定管理期間 R8年度～ R10年度
3	大森公園テニスコート	横手市大森町字持向 190番地	50万円	設置中の広告物は撤去せず継続すること。	指定管理期間 R8年度～ R10年度
4	十文字陸上競技場	横手市十文字町十五野 新田字坊主沢20番地1	50万円		

※各施設の概要は別紙資料（1～4）のとおり。

## 5. 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次表のとおりとします。

ネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料とは別に負担する必要があります。

区 分	横手市	ネーミングライツ パートナー
対象施設の敷地内の看板等の表示変更		○
対象施設の敷地外の看板等の表示変更 (道路案内表示含む)		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が発行するパンフレット、封筒等の 印刷物や市ホームページの表示変更	○	

※敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について変更し、新規看板の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※市で発行している印刷物については、残部数や改定時期を考慮し、ネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、変更時期を決定するものとします。

## 6. 応募資格

次の要件の全てを満たす法人格を有する団体が応募できるものとします。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反していないこと。
- ② 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ③ 公租公課を滞納していないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ⑤ 横手市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けていないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）による清算の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 政治団体又は宗教団体でないこと。
- ⑧ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団（横手市暴力団排除条例（平成24年横手市条例第2号。以下、「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している団体と密接な関係がないこと。
- ⑨ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合しないこと（現在の指定管理者及びその関連企業は除く）。

## 7. 申し込み方法

### (1) 申込書類

- ① 横手市ネーミングライツ・パートナー申込書（様式1）
- ② 団体（会社等の）概要（任意様式）
- ③ 直近2事業年度分の決算報告書
- ④ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から3ヶ月以内のもの
- ⑤ 納税証明書（法人税、消費税、都道府県税の滞納がないことの証明書で、発行日から3ヶ月以内のもの。）

※市税分は、申込者の同意に基づいて調査、確認を行います。

### (2) 提出部数1部

### (3) 提出方法

申込書類は、郵送・直接持参・電子申請のいずれかの方法で横手市財産経営課（横手市役所本庁舎）へご提出ください。なお、郵送の場合は、受付期限最終日の当日消印有効とします。直接持参の場合は、募集期間の土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までにご提出願います。

### (4) 再募集等

募集期間を経過しても応募がなかった場合、再募集を行うことがあります。また、募集を取りやめる場合もあります。

### (5) 留意事項

- ① 申込みに際しては、基本方針を必ずご確認ください。
- ② 申込みに要する経費は全て応募者負担とします。
- ③ 申込書類等はネーミングライツ審査委員会へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。
- ④ 申込書類等は返却しません。また、横手市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

## 8. 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月30日（火）まで

## 9. 質問事項の受付と回答

募集要項等の質問事項については、以下のとおり受付・回答を行います。

### (1) 受付期間

令和8年6月23日（火）午後5時まで（必着）

### (2) 質問方法

様式2「ネーミングライツに関する質問票」に必要事項を記入の上、電子メールを送信または電子申請してください。電話などによる個別の質問にはお答えできません。

### (3) 提出先

横手市 財務部 財産経営課 財産活用係

メールアドレス [kanzai@city.yokote.lg.jp](mailto:kanzai@city.yokote.lg.jp)

### (4) 回答方法と時期

質問の内容及び回答については、原則として市ホームページにて公表します。（質問した企業名・団体名は公表いたしません。）

## 10. 優先交渉権者の選定方法

募集期間終了後、基本方針に定める選定基準に基づき、ネーミングライツ審査委員会において優先交渉権者を選定します。その後、市と優先交渉権者が協議を行い、協議が調った場合にネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

## 11. お申し込み・お問い合わせ先

〒013-8601

横手市中央町8番2号 横手市役所本庁舎内

横手市 財務部 財産経営課 財産活用係

電話：0182-35-2168（直通）

FAX：0182-32-4655

メールアドレス：kanzai@city.yokote.lg.jp

(様式1)

横手市ネーミングライツ・パートナー申込書

令和 年 月 日

横手市長 様

所在地 \_\_\_\_\_  
法人又は団体名 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

横手市ネーミングライツ基本方針及び募集要項に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

応募内容	施設名称	
	施設の愛称	
	愛称の選定理由	
	ネーミング ライツ料	年額 _____ 万円 (消費税及び地方消費税を含む) ※1万円単位 (千円以下は記載しないこと。)
	契約期間	_____ 間 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
	応募動機	
	社会貢献 活動の実績 や予定	
	特記事項	

申 込 者	法人又は 団体名称			
	主たる事務 所の所在地			
	業 種			
	業 務 内 容			
	連 絡 先	郵便番号・所在地	〒	-
		担 当 部 署		
		担当者役職・氏名		
電 話 番 号				
F A X 番 号				
	E - m a i l			

**【添付書類】**

- ① 団体（会社等の）概要（任意様式）
- ② 直近2事業年度分の決算報告書
- ③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から3ヶ月以内のもの
- ④ 納税証明書（法人税、消費税、都道府県税の滞納がないこと  
の証明書で、発行日から3ヶ月以内のもの）  
※市税分は、申込者の同意に基づいて調査、確認を行います。

※応募に当たっては、下記の誓約を確認のうえ、□にレを記入すること。

<p>私は、この度の応募を行うに当たり、次の事項について誓約・同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 横手市ネーミングライツ・パートナー募集要項に定める応募資格の要件を全て満たしています。</p> <p><input type="checkbox"/> 提出書類の内容は事実と相違ありません。また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。</p> <p><input type="checkbox"/> 市税等の滞納が無いことを市が調査、確認することに同意します。</p>
--

**【個人情報の取り扱い】**

この申込書の提出に伴い収集した情報は、ネーミングライツ・パートナーの選定のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

(様式2)

横手市役所財務部財産経営課 あて メールアドレス kanzai@city.yokote.lg.jp
---

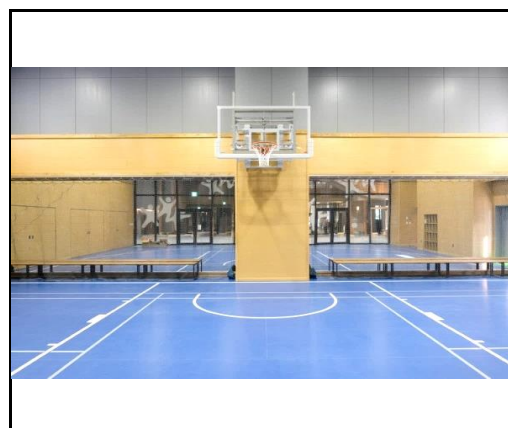
ネーミングライツ・パートナー申込に関する質問票

令和 年 月 日

施設名		
質問内容		
連絡先	法人又は団体名	
	郵便番号・所在地	〒 -
	担当者部署	
	担当者役職・氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E - m a i l	

## 横手市生涯学習館Ao-na（1階）アクティブエリア施設概要

施設名称	横手市生涯学習館Ao-na (1階) アクティブエリア
所在地	横手市駅前町2番12号
電話番号	0182-32-2662
FAX番号	0182-32-5830
ホームページ	<a href="https://www.city.yokote.lg.jp/ao-na/1011247/1011248/1011253.html">https://www.city.yokote.lg.jp/ao-na/1011247/1011248/1011253.html</a>

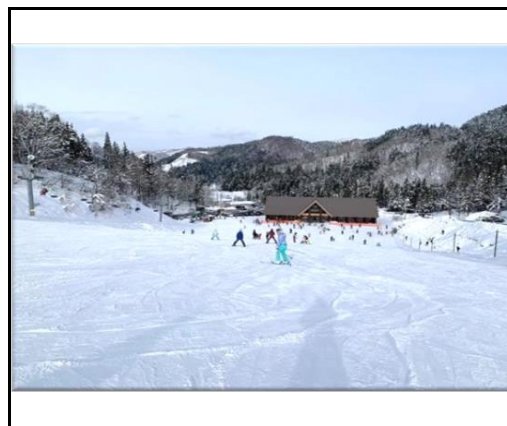


設置年月日	令和6年9月14日		
設置根拠	横手市生涯学習館設置条例		
設置目的	市民が生涯に行うあらゆる学習の場を提供することにより、市民文化の向上並びにまちなか再生及びにぎわい創出を図る。		
建物規模／構造	4,242.62㎡ / 鉄筋コンクリート造－4階建		
主な施設内容	気軽にスポーツ（バスケットボール、ダンス、バドミントン、卓球など）ができるエリア。		
イベント等の開催状況	－		
利用者人数	R5年度	-人	R6年度 6,682人 R7年度 10,119人
指定管理者	無し		
指定管理者の指定期間	－		
看板設置数 (施設名表示箇所数)	1箇所		
希望価格	年間50万円		
その他	横手市生涯学習館Ao-na 来館者数：65万人 (R6.9.14～R8.3.31、約1年6カ月) 1日平均1,176人		

施設担当部・課	横手市教育総務部	電話番号	0182-32-2662
	生涯学習課	FAX番号	0182-32-5830
	Ao-na係	メール	<a href="mailto:ao-na@city.yokote.lg.jp">ao-na@city.yokote.lg.jp</a>

## 天下森スキー場 施設概要

施設名称	天下森スキー場
所在地	横手市増田町狙半内字夏虫沢188番地
電話番号	0182-45-9816
FAX番号	0182-45-9815
ホームページ	<a href="https://tengamori.com/ski">https://tengamori.com/ski</a>

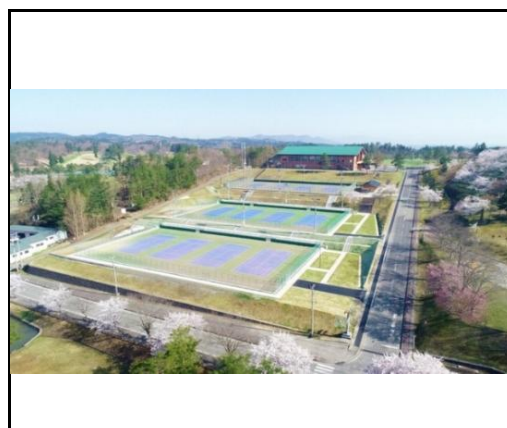


設置年月日	昭和58年10月31日 (令和6年12月28日夏虫沢ヒュッテリニューアルオープン)		
設置根拠	横手市天下森スキー場設置条例		
設置目的	市民の心身の健全な発達及びスポーツの普及振興を図るため。		
建物規模／構造	ヒュッテ延床面積：933.26㎡ / 鉄骨造平屋建		
主な施設内容	ペアリフト1基(803m)、ロープトウ1基、ゲレンデ2コース 初心者・中級者・ファミリー向けのコースあり 全コーススノーボード滑走可能 金・土曜日はナイター営業		
イベント等の開催状況	3月：市民スキー大会アルペン競技 毎月第3日曜日：スキー子どもの日(小学生以下リフト料金無料) シーズン最終営業日(令和9年は3月7日を予定)には「お餅」をふるまい!		
利用者人数	R5年度 17,654人	R6年度 27,055人	R7年度 24,447人
指定管理者	株式会社 天下森振興公社		
指定管理者の指定期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日		
看板設置数 (施設名表示箇所数)	3箇所(さわらび：休止中の看板は別途あり)		
希望価格	年間30万円		
その他			

施設担当部・課	横手市まちづくり推進部	電話番号	0182-45-5510
	増田地域課	FAX番号	0182-45-4525
	地域協働係	メール	<a href="mailto:masuda-chiiki@city.vokote.lg.jp">masuda-chiiki@city.vokote.lg.jp</a>

## 大森公園テニスコート 施設概要

施設名称	大森公園テニスコート
所在地	横手市大森町字持向190番地
電話番号	0182-26-4167 (大森体育館)
FAX番号	0182-26-4167 (大森体育館)
ホームページ	<a href="https://www.city.yokote.lg.jp/shisetsu/1001526/1002579.html">https://www.city.yokote.lg.jp/shisetsu/1001526/1002579.html</a>



設置年月日	昭和58年9月6日 (令和3年5月リニューアル)		
設置根拠	横手市都市公園条例		
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資するとともに、防火、避難等災害の防止に資するため。		
建物規模 / 構造	クラブハウス延床面積101.01㎡ / 木造		
主な施設内容	グリーンとブルーの砂入り人工芝12面 (内ナイター照明8面) クラブハウス (男女トイレ、多目的トイレ、会議室) 駐車場300台		
イベント等の開催状況	横手市春季中学校体育大会 横手市中学校総合体育大会 横手市秋季中学校体育大会 全県中学校総合体育大会 STフェスティバル (旧県民スポーツ大会) 全県秋季選手権大会 全県ソフトテニス選手権大会 秋田県シニアテニス県南オープン大会 秋田県サマーテニス大会 秋田県ベテランオープンテニス大会 ほか		
利用者人数	R5年度 17,308人	R6年度 19,532人	R7年度 19,951人
指定管理者	特定非営利活動法人大森スポーツクラブさくら		
指定管理者の指定期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日		
看板設置数 (施設名表示箇所数)	2箇所		
希望価格	年間50万円		
その他	冬期間使用不可施設。		

施設担当部・課	横手市まちづくり推進部	電話番号	0182-26-4073
	大森地域課	FAX番号	0182-26-3200
	地域協働係	メール	<a href="mailto:omori-chiiki@city.yokote.lg.jp">omori-chiiki@city.yokote.lg.jp</a>

## 横手市十文字陸上競技場 施設概要

施設名称	十文字陸上競技場
所在地	横手市十文字町十五野新田字坊主沢20番地1
電話番号	0182-42-4870(冬期間0182-42-5113)
FAX番号	—
ホームページ	<a href="https://www.city.yokote.lg.jp/shisetsu/1001526/1002573.html">https://www.city.yokote.lg.jp/shisetsu/1001526/1002573.html</a>



設置年月日	昭和60年5月2日 (令和6年12月 トラック走路等全面改修完了)		
設置根拠	横手市社会体育施設設置条例		
設置目的	市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の向上に資するため。		
建物規模 / 構造	829.57㎡ / 鉄筋コンクリート造一屋上スタンド		
主な施設内容	日本陸上競技連盟第3種公認競技場 トラック：オールウェザーウレタン舗装400m×8コース インフィールド：改良野芝 収容人数700人(スタンド)		
イベント等の開催状況	小中学校及び高校体育連盟による主催事業等 利用団体による各種教室 横手市スポーツ協会による自主事業		
利用者人数	R5年度 14,072人	R6年度 8,437人	R7年度 16,441人
指定管理者	無し		
指定管理者の指定期間	—		
看板設置数 (施設名表示箇所数)	2箇所		
希望価格	年間50万円		
その他	冬期間使用不可施設。		

施設担当部・課	横手市まちづくり推進部	電話番号	0182-42-5113
	十文字地域課	FAX番号	0182-42-3391
	地域協働係	メール	<a href="mailto:jumonji-chiiki@city.yokote.lg.jp">jumonji-chiiki@city.yokote.lg.jp</a>